

令和2年1月6日

市政記者クラブ 様

財政局栄市税事務所管理課

担当 村井 隆之 (電話959-3311)

21時30分まで職員が待機します。

所得証明書の交付誤りについて

下記のとおり所得証明書の交付誤りがありましたので、ご報告します。

記

1 内容

令和2年1月6日、栄市税事務所が所管する名東区税務窓口において、A氏及びA氏の配偶者の所得証明書を誤ってB氏に交付した。所得証明書には、氏名、住所、収入金額及び所得金額が記載されていた。

A氏から、長時間待っているが証明書はまだ交付されないのかとの申し出があり調べたところ、誤ってB氏に交付していたことが発覚した。

2 原因

証明書を交付する際に、受け取る方が申請者と同一の方であるかの確認が不十分であったため。

3 その後の対応

A氏へ謝罪し、所得証明を再度発行し交付した。

また、B氏に連絡して謝罪し、誤って交付した所得証明書については返送していただくようお願いした。

4 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが発生しないよう、改めて個人情報の重要性を職員に周知します。

また、証明書の交付時において、受け取る方が申請者と同一の方であるかの確認を徹底します。